



1983-6  
No.177

【表紙】

オペラ「蝶々夫人」

解説は24ページ  
題字デザイン・桑山弥三郎  
カット・林美紀子

もくじ

文化庁創設十五周年  
安達 健二 4

随想

ひと握りのつぶやき  
栗田 晃穂 8

報告

ヨーロッパの文化を訪ねて  
小島 敏夫 11

我が県の文化行政  
個性豊かな県民文化の振興  
— 熊本県の文化行政 — 岩崎 辰喜 14

文化庁ニュース

地域のスポーツ、文化、芸術の  
振興に関する連絡会議の設置について 17

〈資料〉  
昭和57年度民間芸術等振興費補助金の  
交付状況について 18

昭和58年度移動芸術祭秋季公演実施計画20

展覧会

韓国古代文化展 24

地域文化活動紹介シリーズ② ふるさと教室 25

国宝鑑賞シリーズ② 28 国立劇場ニュース 31

# 文化庁創設十五周年



安達 健二

この六月十五日で文化庁が創設されて十五周年を迎える。私自身、この間の前半を文化庁の本庁で、後半をその附属機関で過ごしてきたので、広い意味では文化庁とともに歩んだ十五年ということになる。そんなことで執筆の依頼を受けたと思うが、本庁自体にいと、その一附属機関にいたるところでは、事柄の捉え方にもズレがあつて首尾一貫した内容は期しえないが、文化庁の外郭に在る者として文化庁への注文も加えて、その責を果たしたい。

昨年七月臨時行政調査会の第三次答申で、各省の外局の在り方を再検討し、外局本庁の組織が著しく大きいもの、その他外局として存置すべき特段の事由のあるものを除き、本省の内部部局とする」という一般方針が示され、文化庁の内局化が強行されるかと心配していたが、最終的には、文化庁の存続が決まったことを聞いて安堵の胸をなでおろした。思えば、文化庁の創設自体が行政改革の所産であつた。昭和四十二年、当時の佐藤栄作首相が、同年十一月の渡米に先立って、全省庁を通じて一局削減の方針を指示し、その方針に対応する苦心の策として、文部本省の文化局と当時外局であつた文化財保護委員会を合体

することとなり、昭和四十三年六月十五日文化庁がスタートしたのである。法隆寺壁画焼損の重大事件に触発された世論を背景として昭和二十五年文化財保護法が制定され、その実施機関として創設された文化財保護委員会の十五年以上にわたる業績には誠にみるべきものがあつた。他方芸術文化の振興普及に関する行政は昭和四十一年の文化局の新設によって、ようやくその緒についたところであつた。また文化財行政と芸術文化行政とは、性質を異にする面もあるが、両者ともに文化に関する行政であることや、また両者が重複する面もある。例えば重要文化財の指定が近代美術にまで及んできていることや、歌舞伎についてみても伝統歌舞伎の保存と同時に新作歌舞伎の創作奨励を行う必要があるということを考えただけでも、文化財保護行政と芸術文化行政が密接に結びついていることが了解されるであろう。こうした背景があつただけに文化庁の創設は、行政改革のためにとられた窮余の策であつたにもかかわらず、関係者特に芸術文化関係者の間では大きく歓迎されたものだった。文化庁発足に当たって、施策の重点は地方における文化の振興、芸術文化行政の積極的拡充、新著作権法の制定、文化財保護

行政の着実な実施、大型文化施設の整備などにおかれていたと思う。その他国語問題の解決や宗務行政上の難問も抱えていた。さて地方における文化の振興策としては、文化振興会議の開催、文化会館の設置に対する助成の拡大（四十三年五館、五十七年二十二館）、移動芸術祭、青少年芸術劇場、こども芸術劇場の実施が年々拡充されてきたが、その基盤となる地方公共団体における文化行政五主管課の設置勸奨には特に力を入れてきた（四十三年七府県、五十六年全都道府県）。こうして地方における文化の振興の気運は年々盛上がりを見せ、昭和五十四年には故大正芳首相が国会施政方針演説において、「文化の時代」を唱導され、文化の時代はすなわち「地方の時代」であるといひ、地方における文化に対する関心と努力は並々ならぬものとなっている。近年の公立美術館設置のブームともいふべき現象はその端的なあらわれといつてよい。（現在数、九十九館といわれ、更に増加が見込まれている。財政面をみても中央のそれが年々縮小を余儀なくさせられているのに対し、地方は国とくらべて格段に裕福であるように思われる。このような地方における文化振興の情勢は十五年前を思えば隔世の感があり、この間における文化庁の役割はそれなりに評価されてよいと思う。これからの地方における文化振興のための文化庁の施策として望みたいことは、地方の要望をいかに汲み取り、地方の自主性を尊重しつつ、国に要請される助力を行うかという基本に立って対処することであろう。地方の人々にとって優秀な芸能の実演に接する機会はまだまだ乏しいという実態はあまり改善されていないと思うので、そのための施策はやはり文化庁が中心となって世話していかねばならないと思う。美術面においては前述のとおり地方美術館も充実してきたので、むしろ今後はそれぞ

れの自主的活動に期待し、その求めにに応じていくという態度でよいと思う。ただ、美術館の学芸スタッフの質的向上について文化庁の努力にまつところ大であるといわざるをえない。現在博物館法に定める学芸員の資格制度は全く非現実的であつて、拡大する美術館の要請に答へうるものとはいひがたい。美術館の専門学芸スタッフの資格基準といったものを作成し、更にその基準をみだすに足る程度の養成研修施設を設定する程の気構えで対処してもらいたいと思う。この点に関する限り、いかに地方の時代といつても、また現在の大学の体制では対応することができず、文化庁に期待されること大である。

芸術文化の振興普及に関連するものとして、前記の地方における文化振興と重なるものを除いても、芸術祭の拡充、芸術家在外研修の拡充（四十三年四人、五十七年三十三人）、芸術関係団体補助（四十三年一・四億円、五十七年十二・五億円）など地道な努力の積み重ねの跡がうかがわれる（注）。これらの施策の成果は目立たぬものであるが、最も基礎的な芸術振興策であり、特に芸術関係団体補助などは、補助金整理の方針などと矛盾してその拡充はなかなか難しいであろうが、一粒の麦の譬のように「よい地に落ち、のびて育つて実り、あるいは三十倍、あるいは六十倍、あるいは百倍の実がなる」。ような効果を期待できるものであることを忘れないでほしい。芸術振興施策の当面最大ゴールである第二国立劇場（仮称）のことについては後述に譲る。

著作権制度の整備は文化の振興普及の基盤となるものもあるが、文化庁発足より六年も前から改正作業が続けられてきた新著作権法は、昭和四十五年に成立し、四十六年一月から施行され、著作権保護の水準は先進国並みとなった。翌四十七年頃から写真のパロディ事件が再三にわたって訴訟となり、関係者の議論を高からしめたが、一方その後の音楽又は映画などを簡単

容易に録音又は録画できるテープ又はビデオ及びそれらの複製機器の異常な普及に伴って、著作権者ないしは著作隣接権者の利益は重大な危機にさらされるようになった。とくに昭和五十五年以来貸レコード業の急速な増加に伴ってレコードに関連する音楽文化の脅威が叫ばれ、昭和五十七年には、「商業用レコードの公衆への貸与に関する著作権者等の権利に関する法律案」が議員立法で提出され、あるいは同年コンピュータのプログラムを著作物と認める旨の地裁の判決が出て、著作権をめぐる問題は世の注目をひき、それに対処すべき方策を求める声が強くなった。文化庁でも、今年一月当面対処すべき問題についての対策を等作権審議会に求められ、目下精力的な検討が進められている。著作権制度は、新しい社会の進展に即応するものでなければならぬとともに、国際著作権界の動向をもふまえ、拙速をさけつつも果敢な態度で臨まれるよう文化庁に要請したい。

文化財保護行政については、文化庁の着実な対応振りには各方面から評価されているように思う。その点で特に顕著と認められるのは埋蔵文化財行政の進展だろうと思う。進展というのはいずれも、この十五年間において貴重という以上に稀有ともいいうべき、重要な遺跡が「つきつぎ」と発見されたことを含む。高松塚古墳壁面の発見(昭和四十七年)、稲荷山古墳出土の鉄剣文字の解説(昭和五十三年)、太安萬侶墓の発見(昭和五十四年)、あるいは最近の飛鳥山田寺回廊部分での最古の木造建築物の出土(昭和五十七年)など豊富な発見があった。これらに対して文化庁ないしは奈良国立文化財研究所などが適切な対策を講じ、世の期待にこたえてきたと思う。他方感慨にたえないのは一般の埋蔵文化財の発掘に係るものである。文化庁に対する埋蔵文化財発掘届出件数は昭和四十三年八百三十一件だったものが、昭和五十七年には一万二千件を超えるにいたっている。わ

国立文楽劇場は、それぞれ本年又は明年三月にはオープンされるという。

他方文化庁創設以来最大の努力が重ねられてきた国立歴史民俗博物館も本年三月十六日に開館日を迎えた。基本構想の策定、千葉県佐倉城跡の用地の取得、芦原義信氏設計による施設の建築、定員の確保など文化庁の国立歴史民俗博物館のために払った努力は「筆舌に尽くし難いものがあった」(同館開館式における坂本太郎博士のあいさつ)。昭和五十六年以来国立大学共同利用機関に移管されたが、国立歴史民俗博物館は文化庁創設以来乏しい予算を工面し、約百二十二億円の経費を投じ、二十二人の定員を用意したまぎれもない文化庁の偉大な成果なのだ。

文化庁の人々はこのことを大いに広げ、後世に言伝えてもらいたいと思う。残された大きな国立文化施設の創設は第二国立劇場である。第二国立劇場の問題は文化庁創設以前から構想されていたが、その準備活動が本格化したのは、昭和四十七年第二国立劇場設立準備協議会が設置されたからである。敷地の確保に手間取り、旧東京教育大学農学部跡地がむずかしくなり、東京工業試験所跡地(渋谷区・初台)を中心として第二国立劇場用地が決定したのは昭和五十五年五月のことである。この間十年の歳月を要しているが、現在は建築設計競技の実施に必要な面積査定が関係当局と重ねられていると聞く。気宇広大に世界に冠たるといわれるほどのオペラ劇場の建設をめざしてもらいたいと思う。経費も五百億を超すと予想されるだけに文化庁としては大変な仕事だと思いが、途中で手に負えないなどと投げ出すようなことは決してせず、最後まで文化庁の手で完成し育ててもらいたいと願ってやまない。

文化の国際交流について文化庁に期待されることも大きい。文化庁開設以来文化庁が実質的に寄与した海外展は二十三

が経済は、文化庁発足当初の高度成長から、昭和四十八年頃から安定成長期に入ったのであるが、道路建設住宅のための土地開発などの騰勢は依然として続き、それに伴う埋蔵文化財の発掘の必要性も増大していったのである。文化庁発足当初は津島遺跡(岡山市)、難波宮跡(大阪市)、綾羅木郷遺跡(下関市)、伊場遺跡(浜松市)などで社会問題化した事件もあったが、最近においてそうした事例をあまり聞かなくなった。こうした埋蔵文化財をめぐって、存続が破壊かといつて争うようなトラブルは依然としてあるのだろうが、私達の耳に届かなくなったのは、いろいろの要因によるものであろう。昭和五十年に成立した文化財保護法の改正によって導入された事前協議制の励行、埋蔵文化財包蔵地である土地の買上について昭和四十八年から八割補助や先行取得に対する補助が実現されたこと、奈良国立文化財研究所における埋蔵文化財専門職員の研究の拡充があげられよう。他方これらに対応して各地方公共団体において埋蔵文化財担当職員の著しい増加で、昭和四十五年都道府県百三十一人であったものが、昭和五十七年には市町村分をあわせて約二千四百人に達している。こうした地方の埋蔵文化行政体制の整備によって、個々の事案に対する処理も適切に行われるようになったことが最大の要因であろうと思う。しかしわが国の歴史の跡は長く、古いものがある。地下に眠る埋蔵文化財の保護を図りつつ、土地開発を進めていくことはしかし容易な業ではない。今後とも民間の理解と協力をえつつ、国と地方公共団体一体となって一段の努力を傾注されることを期待してやまない。

最後に国立文化施設の設置であるが、文化庁創設以来構想されていたものが、徐々にではあるが、着実に実現されつつあることは慶賀に堪えない。国立演芸場は昭和五十四年三月に開場され、落語、講談の大きな支えになっていくし、国立能楽堂、件と数多い。最近ではイギリスのロンドンで開催された江戸展アメリカのボストン、シカゴ、ロスアンゼルス等の三か所での人間国宝展など記憶に新しい。これらの展覧会は実質的に文化庁が組織し、実施に大変な協力をしているにもかかわらず、文化庁の寄与は余り一般に知られていない。こうした点について文化庁はもっと正当なアピールをすべきだと思われ、ピアーは別として更に一層の積極的な姿勢が望まれる。この点に関連してわが国の近代美術館には欧米の近現代の美術作品が極めて少なく、先進国に比べておくれが甚だしい。今にして適切な方策をたてなければ千載に悔を残すことを銘記し、なんとか打開策を講じてもらいたいと思う。

国語問題についても、長年の懸案だった漢字施策について、目やすとして常用漢字表が制定されたりし、現在仮名遣いの審議が行われていると聞く。これが解決すると一連の国語施策の再検討が終ることとなる。

最後に文化庁に対する私の秘かなる願いのことを記しておきたい。それは、将来とも文化庁が積極的に行動する文化庁であってほしいということである。財政事情の厳し中においてそうした言い方をするのが無理なのは私も承知している。しかし、業績によってのみ、行政は評価されるのである。

また、昭和四十七年度から優秀映画奨励金交付制度(年間十本、一本一千万円)が創設され、日本映画の振興の支えとなった。なお本年、カンヌ映画祭でグランプリを獲得した今村昌平監督の「楢山節考」をこれと結びつけるのは、やや我田引水のそりがあるかもしれないが……。

この優秀映画奨励金交付制度のほか、昭和五十一年度から、こども向けのテレビ用優秀映画についても製作奨励金(年間五本、一本六百万円)の交付制度を設けている。

(東京国立近代美術館長、元文化庁長官)

歌舞伎鑑賞教室 (大劇場)

解説 歌舞伎のみかた  
傾城反魂香一吃又一

七月二日～二十一日

歌舞伎鑑賞教室 第二十三回目の公演は、岩井半四郎の解説と、近松門左衛門作「傾城反魂香一吃又一」である。国立劇場公演では昭和四十六年六月に辰之助の又平、菊之助(現・菊五郎)のおとくで上演して以来であるが、毎年どこかの劇場で一度は見られるといつても良いポピュラーな演目だ。今回は尾上松緑指導により、又平を市川海老蔵、おとくは前回同様尾上菊五郎が演じる。

宝永五年(一七〇八)、大阪の竹本座で人形浄瑠璃として初演された。狩野元信の二百五十年忌をあてこんで上演されたもので、登場人物には歴史上の人物が多い。土佐光信が室町幕府の絵所を預かり、土佐派の地位を確立した史実を下敷きに、絵がもたらす、諸々の不思議が事件を思わぬ方向へ展開させていく。

原作は全三段の長く複雑な作品だが、現在の歌舞伎では上の巻後半場面である土佐将監閑居の段だけ独立して上演されている。

「あらずじ」

絵師・土佐将監は、天皇の御勘気を

被り、佗住居に散居している。或る日、百姓が大勢やってきて、虎が村々を荒し回っているので退治に來たとする。

弟子の修理之助は、日本に虎はいないとたしなめるが、なんと敵陰より大きな虎が姿を現わした。しかし将監は、それが本物の虎ではなく、狩野元信の描いた絵に魂が入って抜け出したものであることを看破した。修理之助は願い出て、墨をたっぷりとふくませた筆



で、みごと虎を消してみせる。将監は直ちに修理之助に土佐の姓を許し、印可(免状)を与えた。

そこへ又平が女房おとくと共に師匠を見舞いにやってくる。又平は修理之助の兄弟子。生まれついでに吃り故、女房の助けを借りなければ自分の意志を人に伝えることができない。しかし、勅勘を受けた師を毎日のように見舞う誠実な男である。又平は自分にも土佐の姓を名乗らせてほしいと哀願するが、

何の功もない者に名前はやれぬとはねつけられる。

その時雅楽之助が駆けつけ、狩野元信が悪人に襲われ、元信をしたう銀杏の前共ども難に遭っていることを告げる。討手にはぜひ自分をと懇願する又平を助け、将監は修理之助に姫君救出の役を命ずる。

絶望の淵に立った又平は今ほこれまで、と死を決意し、せめて最後に自らの画像を残そうと、ありあう手洗鉢を石塔に見たてて筆を出したい。この時一大の不思議が裏へ突き抜けたのである。一念こりし又平の魂が盤石をも通した見事な筆力とその心に将監は感嘆する。早速土佐光起の名を許し、併せて姫の救

援を命ずる。驚きあきれ、おとくとして喜ぶ又平は、女房おとくの打つ鼓に合わせて一さし舞い、勇んで大任を果たしに立出るのであった。

民俗芸能鑑賞教室 (小劇場)

種作と芸能・その一  
舞年の祈り

七月八日～九日

演芸鑑賞教室 (演芸場)

演芸鑑賞教室 七月六日～十日

中席 七月十一日～二十日

花形新人演芸会 七月二十一日

国立名人会 七月二十三日

編集後記

○昭和四十三年六月に文化庁が創設されて、この六月で十五周年になります。創設以来、文化庁と深くかわりをもつてこれら安達東京近代美術館長に、この間を回想し、また、今後の期待を寄稿していただきました。音楽ジャーナリストでもある栗田晃徳氏には、クラシック音楽ファンの立場から、日本のクラシック音楽の一面を綴る随想をいただきました。○今年の表紙は、舞台芸術をテーマにしています。また、今月号はオペラ「蝶々夫人」です。また、この五月号から地域文化活動紹介、国宝鑑賞シリーズを設けています。今月は、千葉市の「ふるさと教室」、「歓迎金権出現園について」をとりあげました。○「地域のスポーツ、文化、芸術の振興に関する連絡会議」のまとめは、今月号がお手もとに届く頃には、すでに発表になっていることでしょう。これについては、次号で解説する予定です。(W)

広告の問合せ・申込み先

株式会社 きょうせい 営業課  
TEL(03)二六八二二四一(代表)

「文化庁月報」六月号

(通巻第一七七号)  
昭和58年6月25日印刷・発行

編集 文化庁

〒100 東京都千代田区霞が関3丁目2番2号  
発行所 株式会社 きょうせい  
本社 〒100 東京都千代田区千代田7丁目4番12号  
営業所 〒100 東京都千代田区西五軒町52番地  
電話 (03)二六八二二四一(代表)  
振替口座 東京 九一六一番

印刷所 協行政学会印刷所

定価 一八〇円(送料四五円)  
年間購読料 二、一六〇円(送料共)